理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 b-ex 財団(以下「当財団」という。)の定款第29条 の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的と する。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員は含まないものとする。
 - (2) 常勤役員とは、上記に定める役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
 - (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利 益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区 分されるものとする。
 - (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、 手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当財団は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員のうち理事の報酬は、別表に定める範囲内で、理事会において決定し、役員 のうち監事の報酬は、別表に定める範囲内で、評議員会において決定するものとす る。

(報酬の支給日)

- 第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものと する。ただし25日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に該当するときは、25日に最 も近い日曜日、土曜日又休日でない日を支給日とする。
 - 2 非常勤役員の報酬は、職務執行の都度支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融 機関口座に振り込むことができる。
 - 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 当財団は、役員の交通費等の役員がその職務を行うために要する費用を弁償する。
 - 2 費用の弁償の額は実費とし、役員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
 - 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本 人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 費用の弁償について、前払いを要するものについては事前に概算で支払うものとする。その場合、役員は支出後に遅滞なく証拠書類を提出して精算を受けなければならない。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表

常勤役員 (理事及び監事) の報酬

役職	金額
・理事長	月額5万円の範囲内
・理事	月額5万円の範囲内
・監事	月額5万円の範囲内

非常勤役員(理事及び監事)の報酬

職務執行の内容	金額
・理事会等の出席の都度	1回あたり1万円の範囲内